日本海新聞 ふれあいの旅

【 募集締切日 6/25(木)】

～全行程 JRを利用～ 〈 鳥取駅 ⇔ 新山口駅 〉 弾丸日帰りツアーを実現♪

山口線「SLやまぐち号」に乗車！ 山陰の小京都「津和野」散策！

出発日/旅行代金（お一人様）	
出 発 日	□ 7月26日(日)
旅行代金	大 人 38,000 円 小学生以下 28,000 円

【出発時間】 鳥取 ： JR鳥取駅（ 9時44分発）
倉吉 ： JR倉吉駅（10時13分発）
米子 ： JR米子駅（10時52分発）
【食 事】 昼食:1回 夕食:1回 ※ お弁当2回
【募集人員】 24名（最少催行人員:16名）
【添 乗 員】 同行いたします（鳥取駅～岡山駅間）

	コース	食事
①	※ 鳥取県内各駅からJR特急で津和野駅へ 鳥取駅 9:44 〈おき3号〉 倉吉駅 10:13 米子駅 10:52 津和野駅 13:57 …… …… 津和野･殿町界隈【自由散策】 …… 津和野駅集合 （ 約1時間30分 ） ☆座席は普通車指定席利用で相席となります 津和野駅 16:12 SL やまぐち号〈約２時間の列車旅〉※牽引機関車はD51予定 新山口駅 18:00（乗換） 新山口駅 18:25 〈こだま964 *広島乗換 のぞみ60〉 20:00 岡山駅〈岡山到着後、いなば号とやくも号に乗り換え〉 【鳥取･倉吉】岡山駅 20:19 〈いなば11号〉 22:10 鳥取駅 22:48 〈普通列車〉 23:44 倉吉駅 【米 子】岡山駅 20:13 〈やくも27号〉 22:24 米子駅	朝:× 昼:弁 夕:弁

SL やまぐち号

【 SLやまぐち号 】 1973年10月に山口線から SL の運行が廃止されました。その後、SL ファンや地元市町村を中心に SL 復活の気運が高まり、1979年8月に山口線に SL が復活。津和野駅から新山口駅間までの 62.9kmを汽笛を鳴らし、黒い煙をはきながら力強く走ります。
※ 牽引機関車はD51を予定していますが、車両整備等により変わることもあります。

【 山陰の小京都 津和野 】 山口県との県境、島根県南西部に位置する津和野町。町の中心部の殿町通りや本町通りには、藩校跡や家老の屋敷など、江戸初期につくられた城下町の町並みが残ります。駅前には地元出身の絵本作家、安野光雅さんの美術館があり、優しい色合いと繊細なタッチで描かれた作品を楽しむことができます。（別料金）

旅行条件のご案内（お申し込み前に必ずお読み下さい）

個人情報の取り扱いについて
①日本海新聞旅行部(以下「当社」という)は、旅行申し込みの際にご提示いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただく他、必要の範囲内で当該機関等に提供します。
②当社は、当社が保有するお客様の個人情報のうち、氏名･住所･電話番号などを商品や祭事等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、利用させていただく場合があります。

1.募集型企画旅行契約
この旅行は日本海新聞旅行部(以下「当社」という)が企画･募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型旅行契約を締結することになります。又、契約の内容･条件はコースに記載されている条件のほか下記条件、最終旅行日程及び当社の旅行約款によります。

2.旅行の申し込み
申込書に所定の事項をご記入していただき、旅行代金(日帰り旅行)を添えてお申し込みください。満員になり次第締め切ります。電話郵便等でご予約の場合は当社が予約を承諾した旨を通知した後、当社が定める期間内に申込書と旅行代金を提出していただきます。期間内に申込書と旅行代金を提出されない場合は申込はなかったものとして取扱います。

3.旅行契約内容の変更について
当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送･宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、運送期間の遅延等、旅行の安全かつ円滑な実施を図る為にやむを得ない時は、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。

4.旅行中止と日程変更
最少催行人員に満たないときは、催行中止をお願いする事があります。国内旅行は旅行開始日14日前までにご連絡いたします(日帰りは4日前)

5.旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した輸送機関(航空･船舶･鉄道)などの運賃、送迎バス代金、観光代金(ガイド･入場代金)、宿泊代金、食事代金、手荷物運搬料金(お1人様20kg以内が原則)

6.旅行代金に含まれないもの(一部を例示します)
超過手荷物運搬料金、クリーニング代、電報電話料、ホテルでのボーイ等に対するチップ、その他の追加飲食などの個人的性質の諸費用、税、サービス料、傷害疾病に関する医療費、個室料金等。

7.当社による旅行契約の解除
当社が予め明示した旅行参加者の条件をお客様が満たしていない事が判明したとき。天災地変、戦乱、運送機関等における争議行為、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。当社の責に帰すべき事由により旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

8.お客様による旅行契約の解除
取消料はお1人様当たり旅行代金に対しての右記の料率でいただきます。旅行開始日の前日から起算します。

11日前	取消料:無 料
10日～8日前まで	取消料:20%
7日～2日前まで	取消料:30%
旅行開始日の前日	取消料:40%
旅行開始日の当日	取消料:50%
旅行開始後または無連絡不参加	取消料:100%

9.詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しします
総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。ご旅行の契約に関し、担当者からの説明に不明な点がございましたら、ご遠慮なくご質問ください。

旅行企画･実施
一般社団法人 観光庁長官登録旅行業1149号 JATA 日本旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者 原 直司
日本海新聞 旅行部
鳥取市富安2丁目137
☎0857-23-7738
営業時間 10:00～17:00（定休日／日曜日･祝日）
ryokobu@nnn.co.jp
http://www.nnn.co.jp/nihonkai/ryokou/
詳しい旅行条件を説明した書面をお渡し致しますので、事前に確認の上お申し込みください